

(3) 取組みの実際

【平成 10 年度】

- 4月27日, 28日 文部省現地調査(県教委, 福山市教育委員会)
- 5月20日 文部省からの是正指導
- 5月22日, 29日 県立学校長会議, 市町村教育長会議を開催し, 是正指導内容を周知徹底
- 6月9日 通知, 依頼

学校運営の適正化について(県立学校長あて)

学校管理運営の適正化について(市町村教育長あて)

主任等に係る協定書について, 不適切な取り決めがなされている場合には, 該当項目を早急に削除すること。
教職員の服務については, 法令, 条例及び服務規程等により, 適正に処理すること

小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の記入について(教育事務所長あて)

適正に記入するよう管内の市町村教育委員会を指導すること。

平成9年度授業時間数確保に係る調査について(教育事務所長あて)

平成10年度道徳の時間実施状況調査の実施について(教育事務所長あて)

学校管理・運営に係る調査について(市町村教育長あて)

6月12日 「文部省是正指導への対応について」教育委員会会議で報告

文部省是正指導を受けるに至ったことについて, 県教育長に対し文書訓告, 県教育委員会幹部職員に対し口頭による厳重注意

6月16日 通達, 通知

学校運営の適正化について(県立学校長あて)

学校管理運営の適正化について(教育事務所長あて)

職員会議は, 校長の責任と権限の適正な執行を補助する学校の内部組織となるようにすること。
職員会議は, 校長が招集し, 主宰するものとする。
職員会議について, 校務運営規程や校務運営組織図において, 最高決議機関等不適切な位置づけをしている場合には, 速やかに是正すること。

6月29日 関係教育事務所長に対し, 広島県同和教育研究協議会事務局への長期研修の廃止について通知

6月30日 平成10年度1学期における人権学習の実施状況調査の実施について通知

8月10日~28日 県立学校長に対して「学校運営に関するヒアリング」を実施

8月11日 事務連絡

校務運営規程等の是正について(県立学校長あて)

職員会議を最高決議機関と位置付けている場合には是正すること。
校務運営組織図について, 校長・教頭・事務長を最上位に位置付けていない場合には是正すること。

8月下旬~10月下旬 小中学校長に対して管理運営面に係るヒアリングを実施

10月1日 校長ヒアリングの事前調査の不適正な扱いについて, 尾道教育事務所長に対し戒告, 学校教育課長に対し文書訓告, 副所長に対し厳重注意

- 10月15日 教育長ホームページ「ホットライン教育ひろしま」開設
- 10月29日 県立学校長あて人事協定書の締結状況報告及び破棄について通知
- 12月17日 通達，通知

教育事務所長会議，臨時県立学校長会議を開催し，指導通達（通知）の趣旨を徹底

学校運営の適正化について（県立学校長あて） 学校管理運営の適正化について（市町村教育長及び教育事務所長あて）	
教職員の勤務管理について 職員会議について 主任等の命課について 学校運営に係る確認書等について	} 学校運営の適正化について万全を期すこと。
学校における国旗及び国歌の取り扱いについて（県立学校長，市町村教育長あて）	
教職員に「卒業式及び入学式などにおける国旗国歌の扱いについて」の趣旨の徹底を図るとともに，各学校において，国旗及び国歌の取扱いを学習指導要領に基づき適正に行うこと。	

教育事務所長会議，臨時県立学校長会議において，「国旗は式場内において，出席者の目に自然にとまるように掲揚すること」と「式次第に『国歌斉唱』を位置づけ，式の進行中において，国歌が斉唱できるようにすること」を口頭で指導

- 12月18日 広報誌「くりっぷ」第7号に，是正指導の経過報告を掲載

平成 11 年

- 2月23日 「学校における国旗及び国歌の取扱いについて」通知（県立学校長，市町村教育長，教育事務所長あて）

「君が代」について 日本国憲法は，その前文で主権が国民に存することを宣言し，国民主権を基本原理とした上で，天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であり，その地位は国民の総意に基づくものと規定している。 このような天皇の地位は，国民主権，基本的人権の尊重，法の下での平等という憲法の理念と矛盾するものではない。 「君が代」の指導にあたっては，その歌詞の意味は日本国憲法の枠組みの中で解釈されるべきものである。 こうした考え方にたち，日本国憲法の下での「君が代」は，国民統合の象徴である天皇を持つ我が国が繁栄するようにとの願いを込めた歌であると解釈すべきものである。

臨時県立学校長会議を開催し，卒業式・入学式における国旗及び国歌の取扱いを学習指導要領に基づいて適正に行うよう，職務命令をもって指示

各教育事務所長に対し，教育事務所ごとに市町村教育長会議を開催し，指導を徹底するよう指示

- 2月28日 県立高等学校校長自殺
- 3月18日 広島県立高等学校等管理規則の一部を改正し，職員会議に関する規定を追加

第16条の2 校長は，校務運営上必要と認めるときは，校長の職務の円滑な執行を補助させるため，職員会議を置くことができる。 2 職員会議は，校長が必要と認めると事項について，教職員間の意思疎通，共通理解の促進，教職員の意見交換などを行う。 3 職員会議は，校長が招集し，主宰する。 4 前3項に掲げるもののほか，職員会議の組織及び運営について必要な事項は校長が定める。
--

平成 10 年度 卒業式での国旗・国歌の実施率

公立小学校（国旗 97.5%，国歌 85.2%）， 公立中学校（国旗 97.6%，国歌 75.2%）， 公立高等学校，盲・ろう・養護学校（国旗 100%，国歌 80.4%）
--

- 3月23日 平成10年度卒業式において国歌斉唱を適正に取扱わなかった県立学校長17名を戒告、4名を文書訓告
- 3月31日 県立学校長に対し、「広島県立高等学校等管理規則の一部改正（職員会議に関する規定）」通知を发出
各市町村教育委員会教育長に対しては、学校管理規則（案）改正通知を发出
- 3月下旬～4月上旬 平成10年度卒業式において、国旗、国歌の適正な取扱いをしなかった市町村のうち、19の市町村教育委員会が75名の該当校長に対し文書訓告、11の市町村教育委員会が、60名の該当校長に対し厳重注意

【平成11年度】

平成11年度 入学式での国旗・国歌の実施率

公立小学校（国旗 97.6%、国歌 88.9%）、
公立中学校（国旗 97.6%、国歌 87.4%）、
公立高等学校、盲・ろう・養護学校（国旗 100%、国歌 96.7%）

- 4月26日 平成11年度入学式において、国歌斉唱を適正に取扱わなかった県立学校長4名を戒告等の処分
- 4月30日 「広島県立高等学校長の自殺について」を公表
- 5月7～31日 平成11年度入学式において、国旗、国歌の適正な取扱いをしなかった市町村のうち、7市町村教育委員会が45名の該当校長に対し文書訓告、2市町村教育委員会が34名の該当校長に対し厳重注意
- 5月17日 平成10年度小学校の音楽の時間における国歌「君が代」の指導状況について調査を実施
- 6月上旬～7月上旬 市町村教育長及び小・中学校長に対してヒアリングを実施
- 6月16日 県立学校長あて「広島県立高等学校等管理規則の一部改正に伴う職員会議の適正化について」通知
- 6月28日 関係団体等への対応の在り方の内部整理
地方公務員法第52条の規定による職員団体には、管理運営事項等については対応しない。
- 6月29日 通知

教職員研修について（県立学校長、教育事務所長あて）

任命権者としての権限と責任において適正に実施することを明確化

これまで本県における教職員研修の実施状況については、初任者研修や経験者研修への参加率が低いなど、不適切な実態がありました。

したがって、今後は、初任者研修や経験者研修など、県教育委員会等が主催する研修については、平成9年4月2日付け「教職員研修について」（指導課長通知）にかかわらず本日付けの教育長通知に基づき適正に実施します。

- 6月30日 平成10年度の「人権学習の状況」「道徳の時間の実施状況」「授業時間数の状況」についての調査結果を公表
- 7月1日～16日 県立学校長に対して学校運営に関するヒアリングを実施
- 7月31日 広島県立高等学校等管理規則の一部改正（職員会議）施行
- 8月13日 「国旗及び国歌に関する法律」公布・施行

- 8月19日 平成10年度小学校の音楽の時間における国歌「君が代」の指導状況についての調査結果を公表
 平成10年度「指導要録の記入状況」についての調査結果を公表
 小中学校及び県立学校の学校運営等（主任等の任命状況，職員会議の状況）に係るヒアリング結果を公表
 文教委員会で，いわゆる「破り年休」について，その実態を明らかにするよう指摘を受ける
- 8月20日 国旗及び国歌に関する法律について通知
- 8月24日 全ての県立学校に対して出勤簿の写しの提出を指示
- 9月10日 通達，通知

職員団体のための職員の行為の制限について(県立学校長，教育事務所長あて)

職員は，法令等に特別の定めがある場合を除くほか，勤務時間中においては職務に専念する義務を負うものであり，給与を受けながら，職員団体のためその業務を行い，または活動することはできないものであること。

- 9月16日 県立学校長あてに「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況等について」の調査について通知
- 9月17日 8月28日に勤務評定が形骸化している実態が報道され，小中学校の勤務評定に係る実態調査結果等を公表
 平成10年度における県立学校教職員の出張等の状況全般と同和教育関係の出張状況の調査結果を公表
- 9月28日 9月県議会 教育長答弁

…国旗・国歌の実施を事実上制約するような協定書が公立高等学校長協会と高等学校教職員組合との間で結ばれ，県教育委員会がそれを容認するような指導を行ってきたことは，当時の諸般の事情があったとはいえ，適切を欠くものであり，誠に遺憾と考えております。学校における国旗・国歌の取扱いに関し，本県においては，これまで御指摘のような様々な経緯がございましたが，文部省の是正指導を受けて以降は，法令にのっとり，県民に信頼される公教育の確立を図る観点から，昨年12月に指導通達を出すなど，学習指導要領に基づく適正な取り扱いがなされるように指導を重ねてきたところでございます。…

- 10月1日 通知

学校における国旗及び国歌に関する指導について(県立学校長，市町村教育長あて)

平成10年12月17日付け広教委第13号により，学習指導要領に基づき適正に行うよう通達しているところですが，今後とも国旗及び国歌に対する正しい理解が一層促進されるようお願いします。

- 10月6日 県立学校長あてに「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況等について」第2回目の調査について通知
- 10月19日 小中学校の学校運営等（主任等の任命・適格性・機能等の状況，職員会議の状況，教職員の勤務管理について，確認書等の状況等）に関するヒアリングの結果及び高教組役員の授業時間数について公表
- 10月24,25日 部落解放県政樹立第30回広島県民研究集会への教育委員会幹部出席取り止め
- 10月25日 県立学校長会において，いわゆる「2・28文書」を明確に否定
- 10月26日 市町村教育長会議において，いわゆる「2・28文書」を明確に否定

11月12日 いわゆる「破り年休」問題に関して、県教育長に対し減給 1/10 (1月), 事務局幹部職員及び県立学校長に対し、文書または口頭による訓告

11月18日 県立学校長に対し「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況等について」第3回目の調査について通知

12月10日 通知

行政財産の使用許可について(県立学校長あて)

行政財産を、本来の用途、または、目的外に使用させる場合の取り扱いについて学校施設の用途、または、目的を妨げない限度内におけるものであること。
の限度内で、かつ、使用の目的が財産管理規則第20号各号のいずれかに該当する場合に限るものであること。
使用料等の徴収について適切に取り扱うこと。

12月14日 県立学校職員の「勤務時間中の職員団体のための活動状況等の調査」結果を公表

12月21日 県立学校長に対し「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況等について」第4回目の調査について通知

12月27日 県立学校長に対し「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況等について」第5回目の調査について通知

県立学校長会議、市町村教育長会議を開催し、国旗・国歌の取扱いについて教育部長から口頭指導

...国旗は、式場内において、出席者の目に自然に留まるように掲揚すること。式次第に「国歌斉唱」を位置付け、式の進行中において、国歌が斉唱できるようにすること。式の意義を踏まえて、適切な式が実施できるようにすること。...

12月28日 いわゆる「破り年休」問題に関して、実態調査のための自己申告書を適切に提出しないなど職務命令に違反した1,310名の県立学校職員を戒告

平成12年

1月21日 広報紙「くりっぷ」第11号に「卒業式・入学式での国旗掲揚と国歌斉唱について」を掲載

卒業式・入学式での国旗掲揚・国歌斉唱を学習指導要領に基づき全ての公立学校で実施します。

2月10日 いわゆる「破り年休」問題に関して、条例所定の事由がないのに、給与を受けながら勤務時間中に職員団体のための活動を行っていた1,370名に対し厳重注意を行うとともに、欠勤時間が特定できた254名の県立学校職員に対し、給与の返還を求めることを決定し、職務命令に違反した1名を戒告

2月15日 通知

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(県立学校長あて)

県立学校の職員会議の取扱いについては、平成11年3月31日付け「広島県立高等学校管理規則の一部改正について」により通知し、平成11年7月31日から施行しているところであり、この度の省令改正の趣旨を踏まえ、引き続き職員会議の適正な運営に努めてください。

2月21日 県立学校長あて「職員会議の実態に関する調査について」通知

2月25日 県立学校長あて「学校運営の適正化について」通知

3月13日 広島県立高等学校等管理規則を改正し、主任等について、その職務内容を明確にする
るとともに、命免は県教育委員会の承認を得て校長が行うこととする
併せて、主任等の命免に当たり、「県立学校における主任等の命免等の実施に関する規
程」(昭和54年5月11日教育委員会教育長訓令第5号)が校長権限を制約してきた
ことから、これを廃止

3月13日 県立学校長、教育事務所長あて「広島県立高等学校等管理規則の一部改正等につ
いて」通知

平成11年度 卒業式での国旗・国歌の実施率

公立小学校(国旗100%,国歌97.3%),
公立中学校(国旗99.6%,国歌97.6%),
公立高等学校,盲・ろう・養護学校(国旗100%,国歌100%)

3月31日 平成11年度卒業式において、国歌斉唱指導を実施しなかった小中学校長6名に対
し戒告、また、国歌斉唱指導を実施しなかった小学校長1名に対し厳重注意

【平成12年度】

4月1日 広島県立高等学校等管理規則の一部改正(主任制)施行

平成12年度 入学式での国旗・国歌の実施率

公立小学校(国旗100%,国歌97.4%),
公立中学校(国旗100%,国歌98.4%),
公立高等学校,盲・ろう・養護学校(国旗100%,国歌100%)

5月10日~19日 県立学校長に対して学校運営に関するヒアリングを実施

5月12日 「学校の情報発信に関するガイドライン」を発表

平成12年度入学式で国歌斉唱指導を実施しなかった小学校長4名に対し戒告

5月30日 「広島県学校教育研究団体連絡協議会」の設立

次の条件を満たす各校種別教育研究会をもって、広島県学校教育研究団体連絡協議会
を構成する。

広島県教育委員会の指導のもと研究活動を進める全県規模の団体
法令・規則等を遵守し本県教育の振興に寄与する団体
趣旨に賛同する個人で組織される団体

6月中旬~下旬 市町村教育長に対してヒアリングを実施

6月28日 6月県議会 教育長答弁

公教育における同和教育は、もとより関係法令に則り、教育活動全体を通して適正に行われる
ことが必要であります。

この場合、御指摘のように「同和教育をあらゆる教育の基底にすえる」ということにより、同
和教育がすべての教育活動や法令に優先するとするのは、誤った考え方であると考えます。

7月上旬~8月下旬 小・中学校長に対してヒアリングを実施

7月10日 主任制度が導入されて以来、本県において初めて教務主任研修を実施

7月14日 県立学校の学校運営(主任等の命課状況、職員会議の状況)に係るヒアリング結果
を公表

平成12年度入学式において、国歌斉唱指導を実施しなかった小・中学校長16名に
対し戒告

8月25日 いわゆる「破り年休」問題について、給与の返還を求めた県立学校職員254名のうち、滞納者122名に対し督促

9月11日 平成11年度の「小学校音楽の時間における国歌『君が代』の指導状況」を公表

9月19日 9月県議会 知事答弁

いわゆる八者合意文書は、昭和60年に当時のさまざまな状況の中で、当時の関係者によって作成されたものと承知いたしております。しかしながら、御指摘のように、この文書が今日、教育現場において教育介入を招いているとの疑惑を生み、教育行政を進める上でいささかでも支障となることがあってはならないと考えております。私といたしましては、教育委員会が、過去の経緯や文書にとらわれることなく、あくまで教育の自主性、中立性を基本として、適正な教育行政を推進すべきであると考えており、今後とも、その取り組みを全面的に支援してまいりたいと考えております。

教育長答弁

いわゆる「八者合意」文書は、当時の様々な状況の中で、昭和60年に当時の関係者により作成された文書であると認識しております。教育委員会といたしましては、この文書があくまでも過去の文書であり、今日においては、これに拘束されるものではないことを明確にし、今後とも信頼される公教育の実現に向けて、教育の中立性に則った適正な教育行政の推進に努めて参りたいと存じます。

9月20日 広報紙「くりっぷ」第13号に「開かれた学校づくり」「是正指導3年目の取組み」を掲載

9月25日 平成12年度公立小中学校長ヒアリング結果を公表

10月上旬 指導・指示 市町村教育長会議(3日)・県立学校長会議(5日)

教育の中立性の確保について

校長権限を脅かし、教育の中立性の確保が難しいと思われるようなことがある場合は、対応は一切行わないこと。
学校は、もしこのような事態が生じた場合は、教育委員会に報告すること。
教育委員会は、これらの報告を受けた場合は、毅然とした態度で対応するとともに情報を公開し、県民や地域住民の理解と協力を得て、公教育の確立に努めること。

10月5日 いわゆる「破り年休」問題について、給与の返還督促を行った122名のうち、返還意思を示さなかった107名に対し、広島地方裁判所に県が原告となり提訴

10月26,31日 県立学校長に対して学校運営に関するヒアリングを実施

10月31日 民間団体主催の集会における教職員の公務出張による参加状況調査について依頼

11月17日 民間団体主催の集会における教職員の公務出張による参加状況を公表

11月20日～26日 「学校へ行こう」週間を実施

12月13,14日 12月県議会 教育長答弁

学校管理下の活動ではない解放子ども会の指導にかかわって、教職員が強制的に参加させられるようなことは、決してあってはならないことである。

臨時の市町村教育長会及び県立学校長会を開催し、国歌の事前指導の徹底を図るとともに、学習指導要領に則って、子どもたちに国旗・国歌の意義を理解させ、尊重する態度を養うことや卒業式や入学式が厳粛かつ清新な雰囲気の中で適正に実施されるよう、あらためて指導を行って参りたいと考えております。

…教職員が起立しないなど県民の信頼を損なうような不適切な状況が生じた場合は、その状況を明らかにし、厳正に対処して参りたいと考えております。

12月22日 広島県立高等学校等管理規則等を改正し、学校裁量の拡大を図るとともに、学校情報の公開と説明責任について規定

同様の改正について市町村教育委員会を指導(12月25日通知)

12月下旬 市町村教育長ヒアリング

「民間団体主催の集会における教職員の公務出張による参加状況」の調査結果に基づき、課題のある30市町村教育委員会の教育長を対象に、実態把握を行うとともに、教育と社会運動の明確な区別、教育の中立性の確保等について指導

「同和教育研究協議会等に係る実態調査」の調査結果に基づき、課題のある市町村教育委員会の教育長を対象に、実態把握を行うとともに、教育の中立性の確保、研究大会の在り方等について指導

12月26,27日 通知,指示・指導 臨時県立学校長会議(26日)・市町村教育長会議(27日)

会議における指示・指導事項

国旗は、式場内において、出席者の目に自然に留まるように掲揚すること。なお、掲揚に際しては「正面掲揚」が望ましいこと。

式次第に「国歌斉唱」を位置付け、式の進行中において、国歌が斉唱できるようにすること。

儀式的行事の意義を踏まえ、国歌斉唱を厳粛かつ清新な雰囲気の中で実施すること。そのため、国歌斉唱に際しては、教職員は起立するとともに、児童生徒が起立して斉唱するよう指導すること。

卒業式及び入学式における国旗及び国歌に係る指導について(通知)

平成13年

1月15日~2月2日 県立学校長に対して学校運営に関するヒアリングを実施

1月31日 広報紙「くりっぐ」第14号に12月26,27日の指示事項を掲載

2月23日 市町村教育委員会に、すべての校長に対し是正指導項目に係る実態調査を実施するよう通知

3月9日 広島県立高等学校等管理規則を改正し、県立学校全校への学校評議員設置を規定
同様の改正について市町村教育委員会を指導(3月30日通知)

平成12年度 卒業式での国旗・国歌の実施率

公立小学校(国旗100%,国歌100%),
公立中学校(国旗100%,国歌100%),
公立高等学校,盲・ろう・養護学校(国旗100%,国歌100%)

3月30日 平成12年度卒業式において、国歌斉唱時に着席又は離席退場した教職員194名を
文書訓告

【平成13年度】

平成13年度 入学式での国旗・国歌の実施率

公立小学校(国旗100%,国歌100%),
公立中学校(国旗100%,国歌100%),
公立高等学校,盲・ろう・養護学校(国旗100%,国歌100%)

4月17日～5月14日 県立学校長に対して学校運営に関するヒアリングを実施

5月11日 平成13年度入学式において、国歌斉唱時に着席又は退場した教職員について78名を戒告，30名を文書訓告

4月下旬～5月下旬 市町村教育長，小・中学校長，県立学校長に対してヒアリングを実施

6月8日 小・中学校長及び県立学校長に対するヒアリング結果を公表